

令和5年度第1回朝霞市住居表示整備審議会

次 第

日時：令和5年7月6日（木）

午前10時から正午まで

場所：朝霞市役所別館2階・第一委員会室

- 1 開 会
- 2 委 嘱 書 交 付
- 3 あ い さ つ
- 4 議 題
 - (1) 会長の選任について
 - (2) 副会長の選任について
 - (3) 町割及び町名について（諮問）
 - (4) その他
- 5 閉 会

朝霞市住居表示整備審議会委員名簿

(住居表示整備審議会条例第3条第2項各号に掲げる順)

No.	氏名	役職名等	条例第3条 第2項	条例に基づく任命基準
1	田原 亮	朝霞市議会議員	第1号	市議会議員
2	二見 隆久	朝霞市教育委員会教育長	第2号	市の教育委員会の委員
3	高橋 隆	朝霞市農業委員会会長	第3号	市の農業委員会の委員
4	神田 直人	朝霞市副市長	第4号	市の職員
5	植木 不二雄	朝霞郵便局長	第5号	市内の公共団体等の役員及び職員
6	内田 好夫	東町内会長	第6号	学識経験者
7	岡村 雅彦	さいたま方法務局志木出張所長(統括登記官)	第6号	学識経験者
8	渡辺 善行	あずま南地区土地区画整理組合理事長	第6号	学識経験者

【事務局】

市民環境部長	清水 豊
総合窓口課長	並木 智彦
総合窓口課長補佐	竹本 好祐
総合窓口課専門員	望月 貢市
総合窓口課管理係長	小川 健介



朝総発第117号

令和5年6月26日

朝霞市住居表示整備審議会 御中

朝霞市長 富岡 勝則

諮 問 書

あずま南地区(大字根岸及び大字台の各一部)の住居表示を実施するため、町割及び町名について、朝霞市住居表示整備審議会条例(昭和44年3月26日条例第12号)第2条の規定に基づき諮問します。

大字根岸

対象区域図

あずま南地区

大字台

大字根岸

大字台

根岸台三丁目

根岸台四丁目

和光市

根岸台八丁目

1 : 3,000

朝霞市立朝霞第九小学校

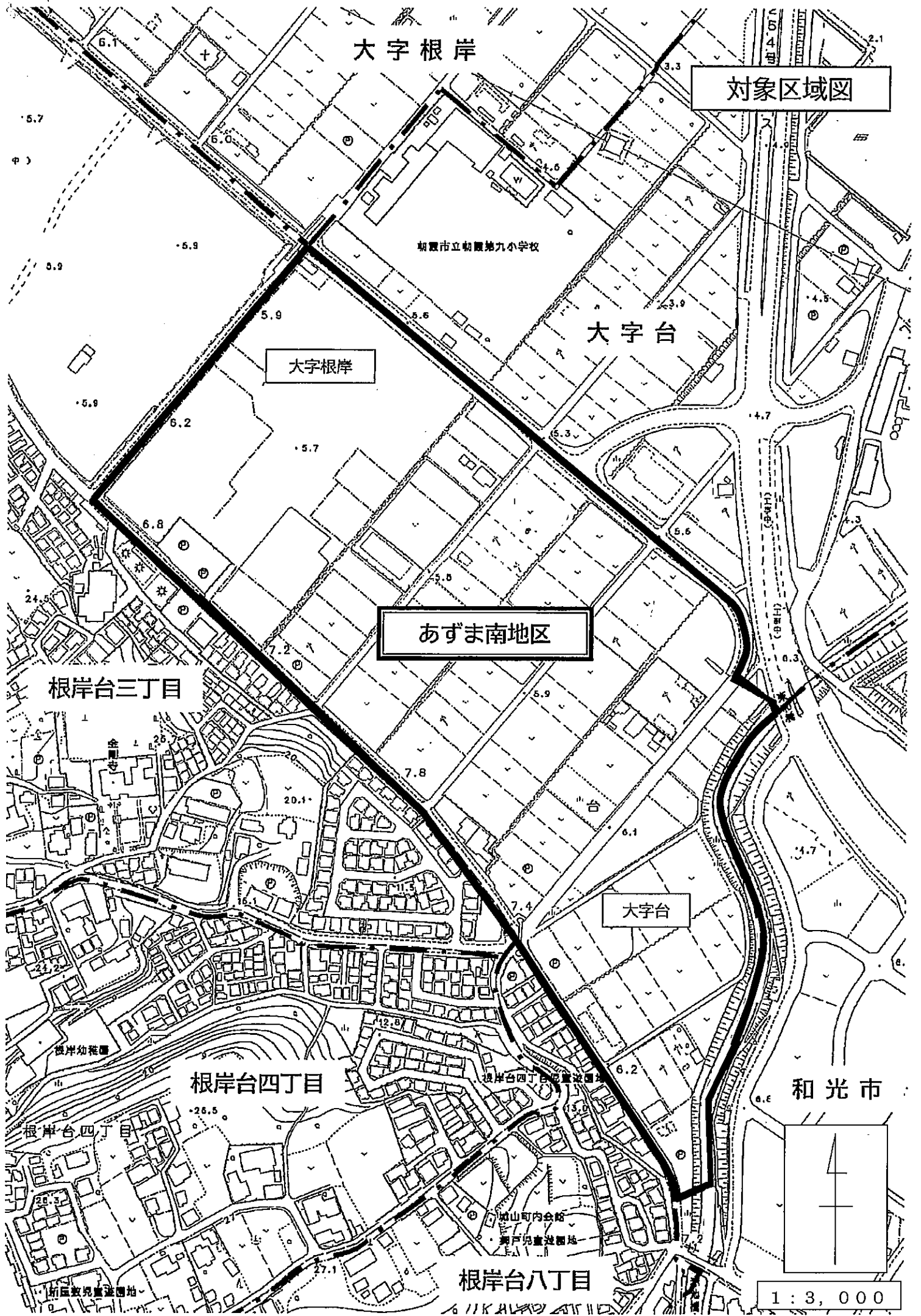
根岸幼稚園

根岸台四丁目児童遊園地

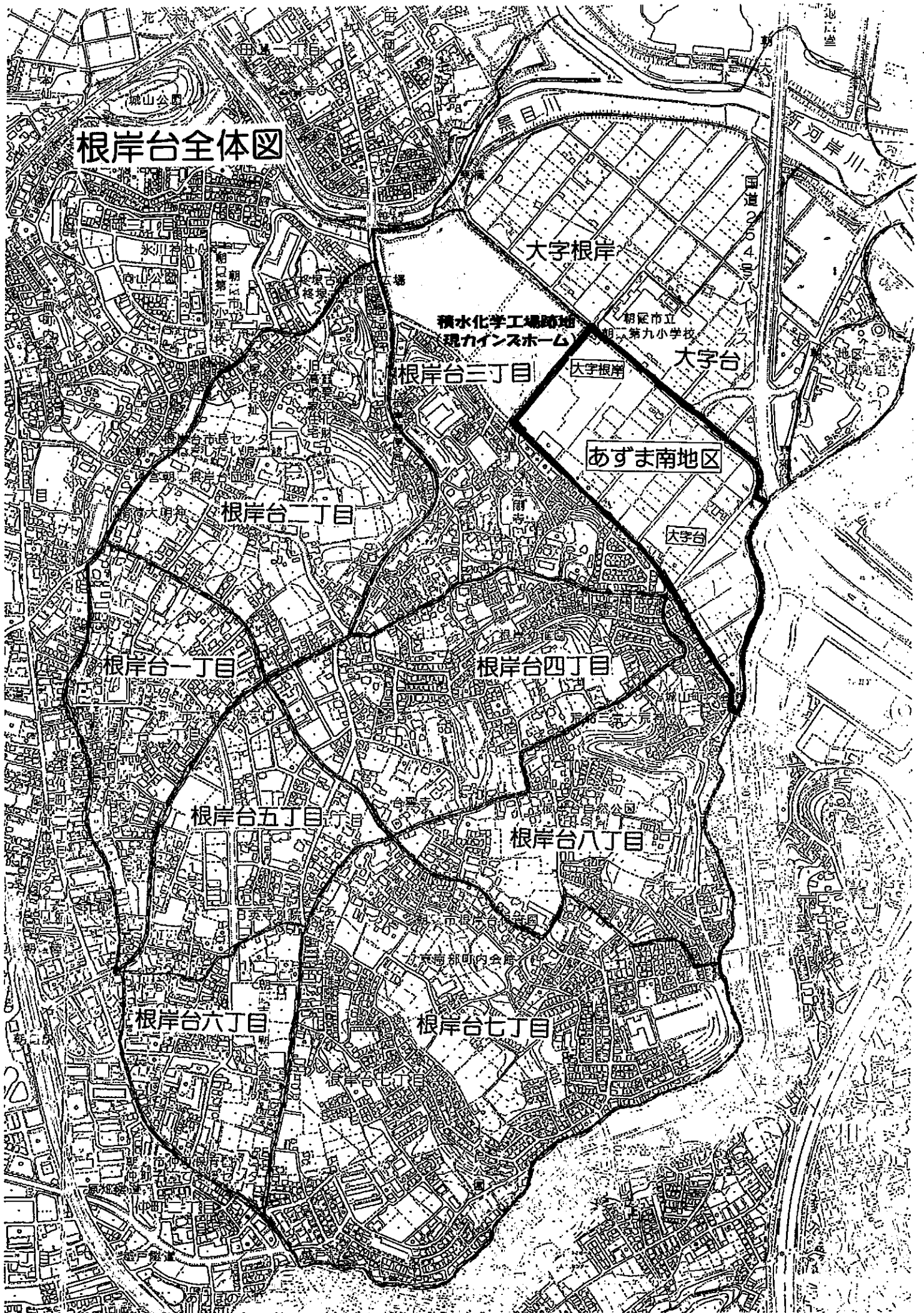
城山町内会館

新戸児童遊園地

新區教育児童遊園地



根岸台全体図



積水化学工場跡地
根カインズホーム

朝霞市立
第九小学校

あずま南地区

大字根岸

大字台

根岸台三丁目

大字根岸

根岸台二丁目

大字台

根岸台一丁目

根岸台四丁目

根岸台五丁目

根岸台八丁目

根岸台六丁目

根岸台七丁目

東海郡町内会館

資料 1

あずま南地区(大字根岸及び大字台の各一部)

住居表示整備事業

朝霞市市民環境部総合窓口課

令和5年7月

1 住居表示制度とは

住所を表示する方法には、住居表示を実施している地域（住居表示による住居番号を住所として使用している地域）と住居表示を実施していない地域（地番を住所として使用している地域）があります。

住居表示を実施していない地域は、土地の地番を使い住所を表しますが、土地の分筆・合筆等により、地番が入り組んでおり、また、飛び地番ができるなど、住所を表示する手段としては、わかりにくさが生じております。

そこで、住所をわかりやすくするため、昭和37年に「住居表示に関する法律」が施行され、土地の地番とは別に住居番号を定め、これを住所として用いる住居表示制度が全国的に実施されることになりました。朝霞市では、昭和44年に「朝霞市住居表示に関する条例」が制定され、昭和45年から順次、住居表示を実施しています。

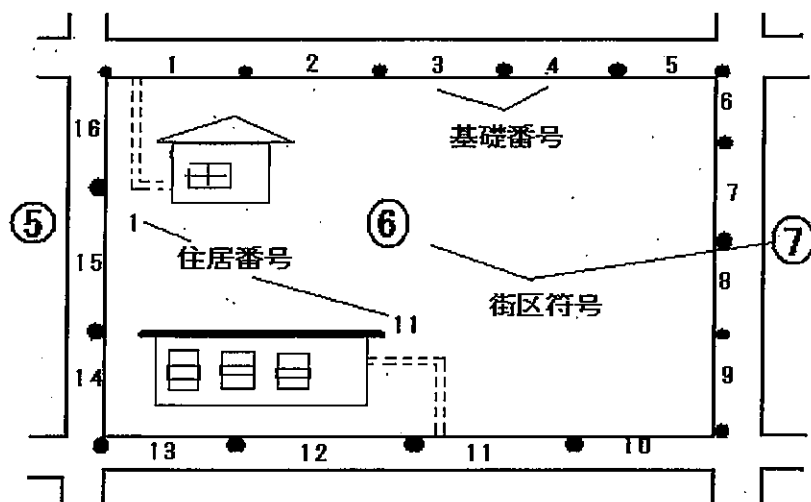
<住居表示を実施すると>

- ◆ 配送物の遅配が少なくなる。
 - ◆ 消防車や救急車、パトカーなどの緊急車両が速やかに目的地に到達できる。
 - ◆ 訪問者が目的の建物を探しやすくなる。
- などの効果が期待できます。

2 住居表示の方法について

町の区域を道路や河川、水路などで区画して街区を設定し、街区符号を配列します。設定した街区の周囲を約10メートル間隔で区切り、最も市の中心部に近い街区の角を起点として右まわりに順番に基礎番号をつけて、建物の主たる出入口に接する基礎番号をその建物の住居番号に付定します。

一定の基準により建物ごとに住居番号が付番されますので、住所がわかりやすくなります。



3 新しい住所の表し方

住居表示実施後の新しい住所は、「新町名」、「街区符号」、「住居番号」を用いて表します。

(例) 一般の住宅

・旧住所(住居表示前) 朝霞市大字根岸1234番地5

・新住所(住居表示後) 朝霞市●●町▲丁目 ■番 ○号
(新町名) (街区符号) (住居番号)

4 あずま南地区(大字根岸及び大字台の各一部)について

①住居表示の実施理由

あずま南地区は、令和4年9月20日に「市街化調整区域」から「市街化区域」に編入され、用途地域が工業地域と指定されました。

この地区は、交通の利便性が高く、物流関連施設を主体とした市街地の形成と周辺環境との調和に配慮した工業地区を形成していくため、住居表示を整備することで、その街並みがわかりやすく、利便性が高くなることから実施するものです。

なお、令和5年3月議会において、「あずま南地区」を市街地として定め、住居表示を街区方式で実施することが承認されております。

②地区の現況

(令和5年3月現在)

面積	世帯数	棟数	法人数
約13.5ha	4世帯	6棟	3法人

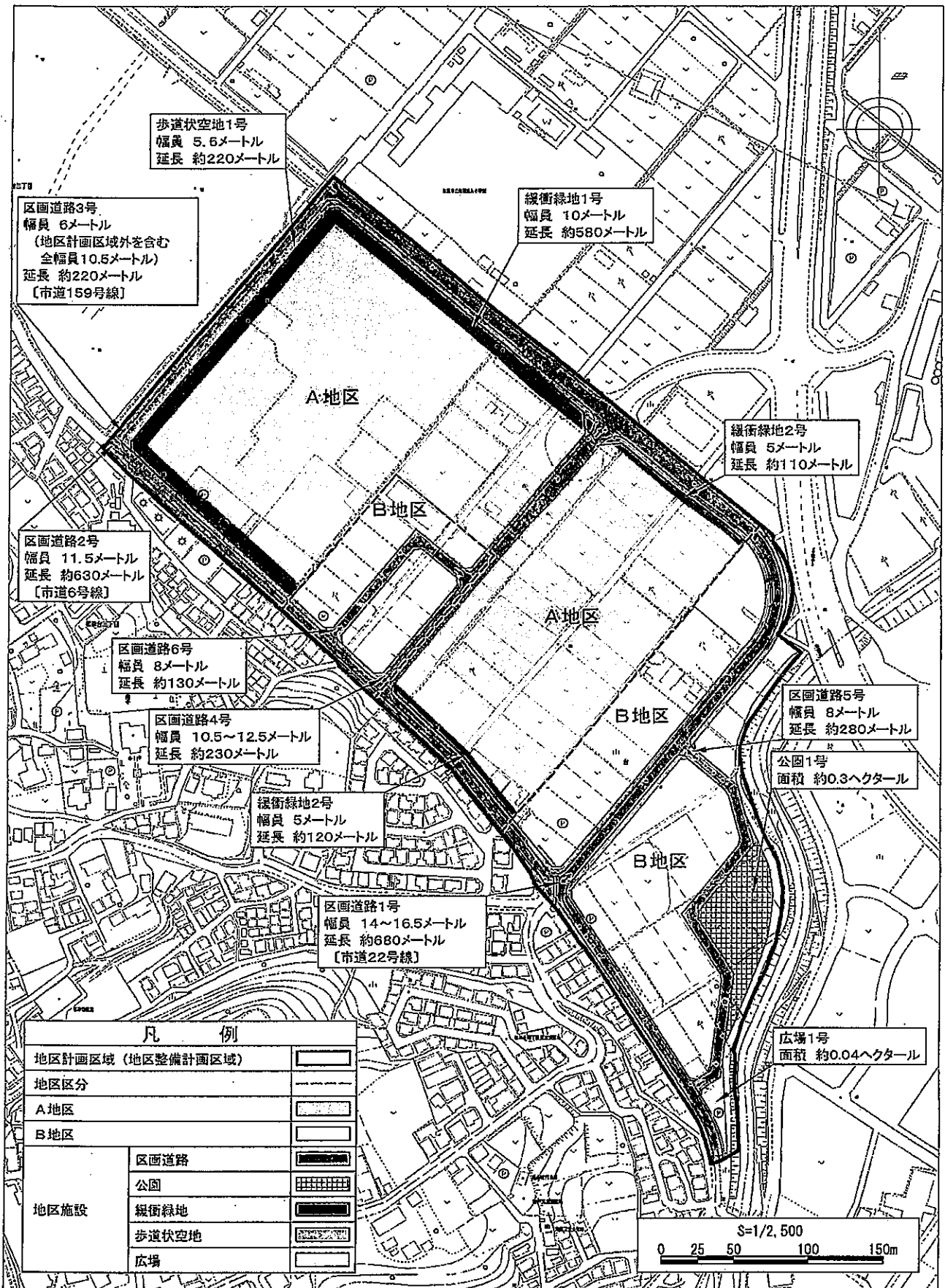
(※棟数：住居4棟、工場1棟、店舗1棟)

③都市計画

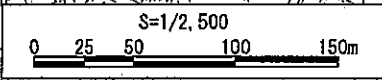
用 途	A 地 区	B 地 区
土地利用	大規模な物流関連施設（倉庫・流通センター）等の立地を主体とした土地利用	既存施設及び周辺環境との調和に配慮した工業・業務系施設の立地を主体とした土地利用
一般住宅	×	既存建築物は建築可能
共同住宅	×	×
保 育 所	企業関係者の保育可能	×
事 務 所	●	●
倉 庫	●	●
工 場	危険性少ない ●	危険性少ない●
	危険性著しい ×	既存建築物は●

※A地区及びB地区は次項「計画図（地区整備計画図）参照

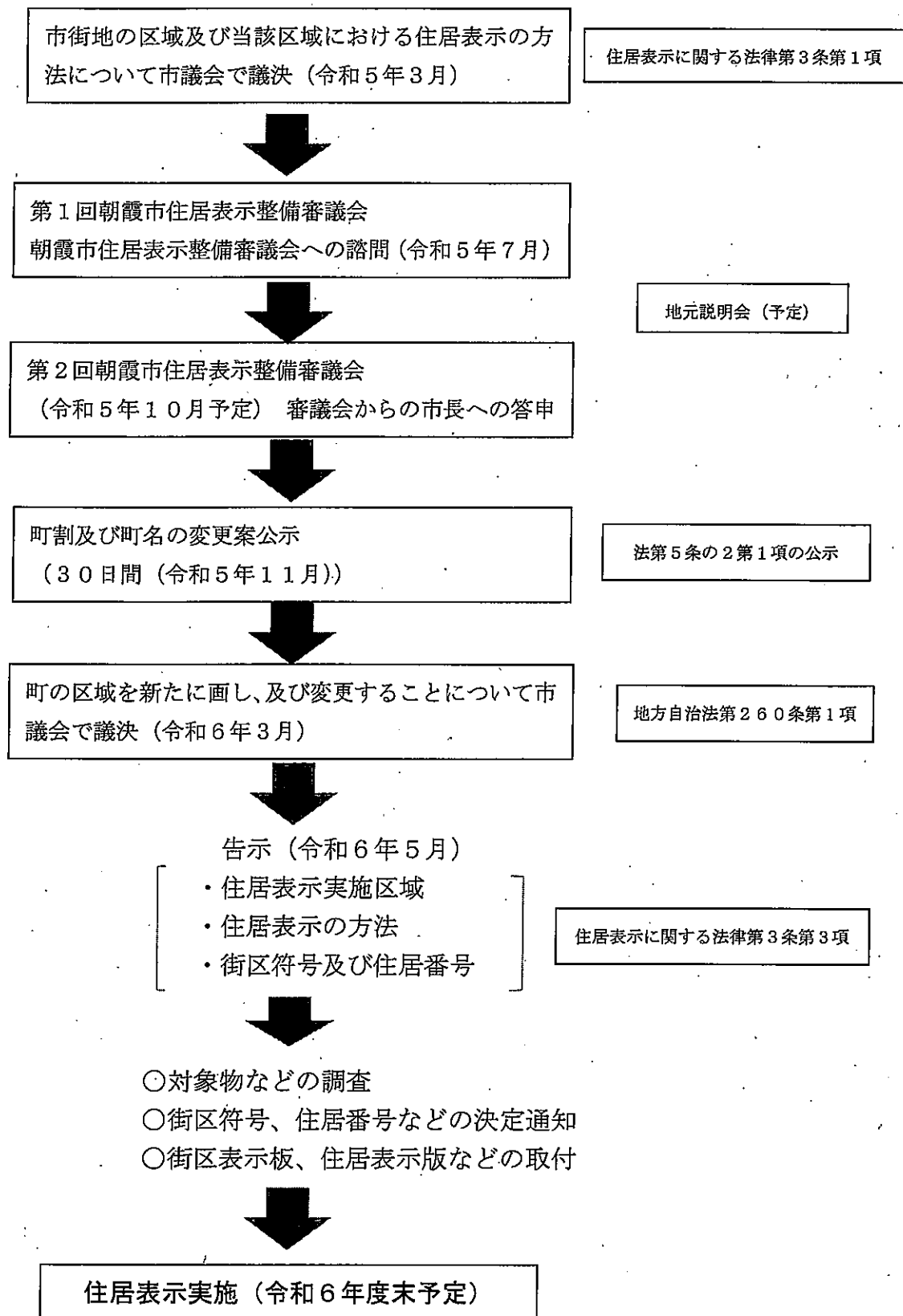
計画図（地区整備計画図）（あずま南地区）



凡 例		
地区計画区域（地区整備計画区域）		
地区区分		
A地区		
B地区		
地区施設	区画道路	
	公園	
	縦衝緑地	
	歩道状空地	
	広場	



「あずま南地区」住居表示整備のスケジュール（予定）



住居表示に関する法律

(住居表示の実施手続)

第3条

市町村は前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

- 2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。
- 3 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 市町村は、第一項及び第二項に規定する措置を行うに当たっては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行うように努めなければならない。

第5条の2

市町村長は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第260条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

地方自治法

第260条

政令で特別の定をする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

- 2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。
- 3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生じる。

朝霞市住居表示実施基準要綱

第3条第1号

町の名称を定める場合には、従来の名称に準拠して、歴史上由緒あるもの、親しみの深いもの、語調の良いもの等を考慮すること。

朝霞市住居表示実施一覧

本市がこれまでに住居表示を実施した一覧です。今回の「あずま南地区」は、第8次住居表示の実施となります。

実施順	実施年月日	実施面積	実施地区
第1次	昭和45年 5月1日	2.92 km ²	本町(1~3) 仲町(1~2) 幸町(1~3) 栄町(1~5) 膝折町(1~4)
第2次	昭和52年 5月5日	1.11 km ²	溝沼(1~7) 本町(1丁目 23街区~38街区) 膝折町(5)
第3次	昭和54年 5月5日	2.40 km ²	根岸台(1~8) 岡(1~3)
第4次	昭和56年 8月1日	1.37 km ²	三原(1~5) 泉水(1~3)
第5次	昭和58年 8月1日	1.85 km ²	朝志ヶ丘(1~4) 宮戸(1~ 4) 田島(1~2)
第6次	平成 9年11月4日	1.06 km ²	北原(1~2) 西原(1~2) 浜崎(1~4) 西弁財(1~2) 東弁財(1~3)
第7次	平成16年11月7日	0.25 km ²	青葉台(1) 本町(1~2) 栄町(5)
第8次		0.135 km ²	あずま南地区 [大字根岸・大字台 各一部]

※ () 内数字は、丁目を表す。

関係法令等

あずま南地区(大字根岸及び大字台の各一部)

住居表示整備事業

朝霞市住居表示整備審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、市住居表示整備審議会の設置、組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び所掌事務)

第2条 住居表示整備事業に関する事項について市長の諮問に応じ調査審議をするため、市住居表示整備審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市の農業委員会の委員
- (4) 市の職員
- (5) 市内の公共団体等の役員及び職員
- (6) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合窓口課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(目的)

第一条 この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(住居表示の原則)

第二条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所(以下「住居」という。)を表示するには、都道府県、郡、市(特別区を含む。以下同じ。)、区(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十の区及び同法第二百五十二条の二十の二の総合区をいう。)及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域(以下「街区」という。)につけられる符号(以下「街区符号」という。)及び当該街区にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号(以下「住居番号」という。)を用いて表示する方法をいう。

二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

(住居表示の実施手続)

第三条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。

3 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村は、第一項及び第二項に規定する措置を行なうに当たつては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。

(条例への委任)

第四条 前条第三項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、道路の

名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

(町又は字の区域の合理化等)

第五条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。

2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

(町又は字の区域の新設等の手続の特例)

第五条の二 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更(以下「町又は字の区域の新設等」という。)について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。

4 第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。

5 市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。

6 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

7 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。

8 第二項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

(住居表示義務)

第六条 何人も、住居の表示については、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体の機関は、住民基本台帳、選挙人名簿、法人登記簿その他の公簿に住居を表示するときは、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いなければならない。

(手数料その他の徴収金に関する特例)

第七条 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施並びに第四条の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止に伴う公簿又は公証書類の記載事項で住居の表示に係るものの変更の申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされている手数料その他の徴収金は、当該法令の規定にかかわらず、徴収しない。

(表示板の設置等)

第八条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。

2 前項の区域にある建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。

(住居表示台帳)

第九条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。

2 市町村は、関係人から請求があつたときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

(旧町名等の継承)

第九条の二 市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国又は都道府県の指導等)

第十条 国又は都道府県は、この法律の円滑な実施のため、市町村に対し、この法律の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

2 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条第一項及び第二項に規定する措置をとるべきことを勧告すること

ができる。

3 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条、第五条、第五条の二及び第八条から前条までの規定により市町村が処理する事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言をすることができる。

4 総務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県に対し、報告を求め、又は援助若しくは助言をすることができる。

(国及び都道府県の機関等の協力)

第十一条 国及び都道府県の機関並びに公共的団体は、住居表示の実施が円滑に行なわれるよう市町村に協力しなければならない。

(委任規定)

第十二条 この法律の規定による住居表示の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。

(政令への委任)

第十三条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

〔市町村内の町又は字の区域〕

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

- ② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。
- ③ 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(趣旨)

第1条 この要綱は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号。以下「法」という。)に基づき本市が実施する住居表示の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(住居表示の方法)

第2条 住居表示の方法は、法第2条第1号に規定する街区方式とする。

(町割りの基準)

第3条 町の名称の定め方は、次のとおりとする。

- (1) 町の名称を定める場合には、従来の名称に準拠して、歴史上由緒あるもの、親しみの深いもの、語調の良いもの等を考慮すること。
- (2) 新たに町の名称を定める場合には、常用漢字を用いる等簡明なものにすること。
- (3) 市の区域内を通じて、同一の町の名称又は類似の名称が生じないようにすること。
- (4) 町の名称として、丁目を付ける場合には、同一の親名を使う区域のうち最も市の中心(市役所本庁所在地をいう。以下同じ。)にある町(区域)を起点として順序よく配列し、原則として丁目の数はおおむね4、5丁目程度にとどめること。

(5) 町割り、町名については、原則として住居表示整備審議会に図り審議するものとする。

2 町割りの方式は、原則として、その地域の特性に応じて街かく方式とする。

3 町の境界は、公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によって定めるものとする。この場合において、境界線は、原則として公道、河川、水路等については側線とし、東西線の道路にあつては、南側を、南北線の道路にあつては、東側をそれぞれ町の境界線とすること。又、河川をもって町の境界とするときは、河川の中心線を、鉄道の場合はその側線とする。

4 町の形状及び規模は、次のとおりとする。

- (1) 町の形状は、その境界が複雑に入りこんでいたり、飛地が生じたりしないように簡明な境界線をもって区画された一団を形成するようにする。
- (2) 町の規模は、朝霞市の性格、形態及び人口、家屋の密度等を勘案し街区数が余り多くならないよう、又、町数が著しく多くならないよう留意する。

(街区割りの基準)

第4条 街区の境界及び規模は、次のとおりとする。

- (1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路等の恒久的な施設によって画する。ただし、地形、形態によって上記の方法によって画することができない場合は、この限りでない。
- (2) 私道によって画する場合においては、当該私道が例えば公衆用道路として、利用されている道等であつて、容易に変更されないものを採用する。
- (3) 前2号により街区を画そうとした場合において、その街区の規模が著しく広がって住居表示の単位として適当でないときは、その街区内の恒久的な施設を利用して画することができる。
- (4) 公道等によって画された街区が非常に小さく、住居表示の単位として適当でない場合は、隣接の街区と合わせて一つの街区とすることができる。
- (5) 街区の規模は、道路網の疎密の度合い及び当該地域における家屋の密度の状況等を勘案して定めるものとし、戸数はおおよそ30戸程度とする。ただし、街区の規模がある程度の広さで区画されている場合は、この限りでない。

(街区符号のつけ方)

第5条 街区符号の付け方は、次のとおりとする。

- (1) 街区符号は、数字を用い、町ごとに順序良く付けるものとする。
- (2) 街区符号は、その町の最も市の中心に近い街区を起点とし、原則として右まわり連続蛇行方式に配列する。

(住居番号の付け方)

第6条 住居番号は、住居表示台帳として作成される地図に基づき設定された住居番号の基礎となるべき番号(以下「基礎番号」という。)によって、建物等に付けるものとする。

- (1) 基礎番号は、原則として街区の最も市の中心に近い角を起点として右まわりに順次番号を付ける。
- (2) 基礎番号の間隔(以下「フロンテージ」という。)は、原則として10メートルとする。
- (3) 街区の一辺に、フロンテージの2分の1未満の端数が生じたときは、原則として直前のフロンテージに加えるものとする。
- (4) 街区の角が曲線の場合は、起点に近い適当な点を定める。

2 住居番号は、住居表示台帳に基づき、次の各号に該当する基礎番号をもって、当該建物その他の工作物(以下「建物」という。)に付けるものとする。

- (1) 建物等の主要な出入口が、街区の境界線に直接面している場合には、当該出入口が街区の境界線上に有する基礎番号をもって、当該建物の住居番号とする。
- (2) 建物等の主要な出入口が、街区の境界線に直接面していない場合には、当該建物等から道路への通路が街区境界線上に有する基礎番号をもって当該建物の住居番号とする。
- (3) 建物等の主要な出入口又は通路の中心が二つの基礎番号の境目に当たる場合は、原則として若い数字の基礎番号をもって、当該建物の住居番号とする。
- (4) 建物等の主要な出入口又は通路が二つ以上あるときは、市長の認定により主要な出入口又は通路を選定し、その出入口が接し、又は通路が通じている街区の境界線上の基礎番号をもって、当該建物の住居番号とする。
- (5) 一街区の全部を一つの建物等が占めている場合においても、主要な出入口が面し、又は通路が通じている基礎番号をもって住居番号とする。ただし、その建物が公共施設の場合は、この限りでない。

(住居表示の表し方)

第7条 住居表示の表し方は、次の例によること。

	┌──────────┐	┌──┐	┌──┐
	町 名	街区符号	住居番号
朝霞市	○○ (町)	○丁目	○番
		○番	○号

(団地における住居表示の特例)

第8条 地方公共団体、住宅公団、会社等が、ある一定の区域をもった一団の土地に集団的に住宅を建設し、又は建設しようとする地域(以下「団地」という。)における住居番号のつけ方は、次のとおりとする。

- (1) 棟番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。
- (2) 棟番号は街区内の最も市の中心にある建物を起点として街区ごとに順序良く付けるものとする。ただし、既に棟番号(棟符合を含む。)が一定の基準によって順序良く付けられているものについては、そのまま用いて差し支えないものとする。
- (3) 各戸の番号は、その建物の最も起点に近い住戸から、1階は101号、2階は201号、3階は301号(以下同様)のとおり順序良く付けるものとする。ただし、各戸の番号が一定の基準によって順序良く付けられているものについては、そのまま用いて差し支えないものとする。
- (4) 団地内の管理事務所、集会場等の公共施設、分譲住宅、一戸建住宅等の中高層建物以外の建物については、当該街区の建物等に付けられた住居番号と重複しないよう留意して、

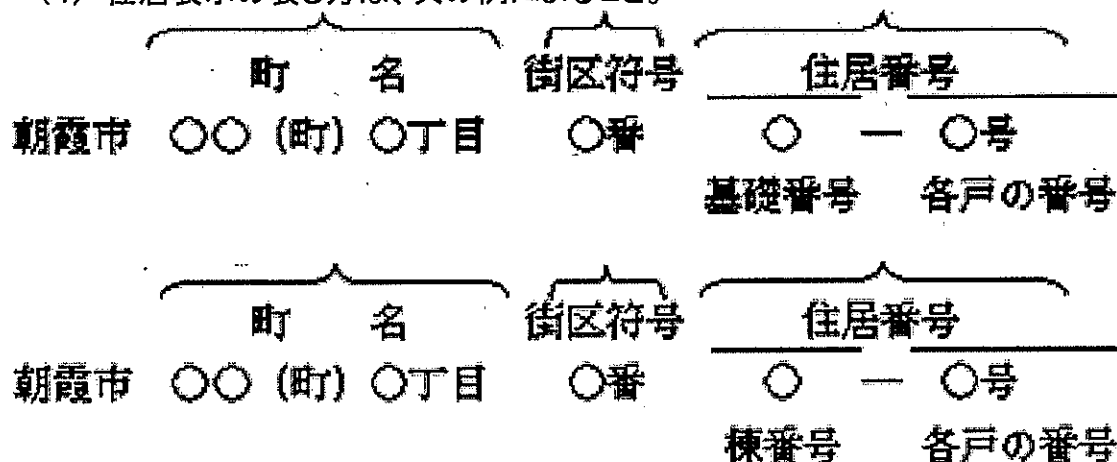
第6条第2項に定める一般の例によること。

(中高層建物の住居表示の特例)

第9条 団地設計によらない中高層建物(30戸以上の住居、店舗又は事務所等の用途に供するもので、住居番号を付ける必要があると思われるもの。)の住居番号のつけかた、及び住居表示のしかたは次のとおりとする。

- (1) 住居番号の付け方は、建物の道路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号を合わせて、住居番号とする。
- (2) 各戸の番号は、第8条第3号に準拠して、順序良く付けるものとする。
- (3) 一街区の中にある中高層建物について、一定の基準によって順序良く棟番号が付けられている場合には、第8条第3号に準じ、棟番号と各戸の番号をもって住居番号とすることができる。

(4) 住居表示の表し方は、次の例によること。



(袋小路における住居表示の特例)

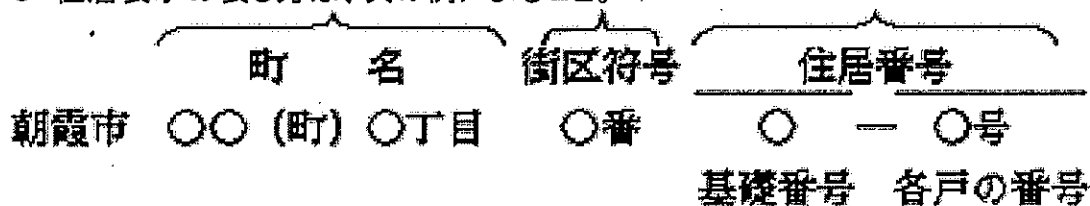
第10条 袋小路における建物の住居番号の付け方及び住居表示の表し方の特例については、次の基準によること。

- (1) 袋小路の長さ(奥行)は、おおむね30メートル以上であること。
- (2) 袋小路にある建物又は建築が予定される戸数は、8戸以上であること。

2 住居番号の付け方

- (1) 原則として、袋小路の出入口の番号を基礎番号とし、基礎番号に枝番号を付け袋小路の一方を奇数、一方を偶数として順次番号を付ける。ただし、袋小路の出入口の中心が二つの基礎番号の境目に当たる場合は、奇数、偶数にとらわれず、左右それぞれにおいて順次番号を付けて差し支えないものとする。

3 住居表示の表し方は、次の例によること。



(道路新設等における住居表示の特例)

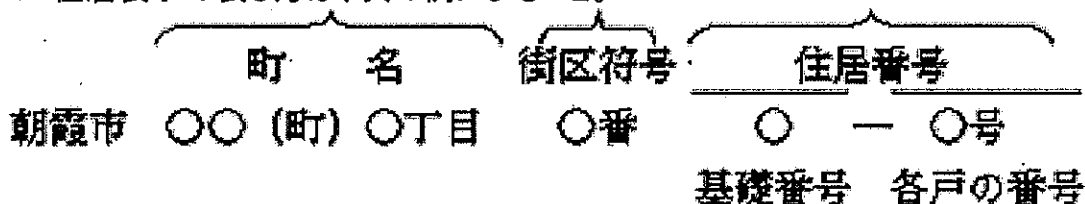
第11条 街区内において、道路新設等に伴ない、住宅等が建築される場合の、住居番号のつけ方及び住居表示の表し方の特例については、次の基準によること。

- (1) 新設道路等の長さ(奥行)は、おおむね30メートル以上であること。
- (2) 建物又は建築が予定される戸数は、8戸以上であること。

2 住居番号の付け方

(1) 原則として、新設道路等を双方の出入口のほぼ中央で分け、新設道路等の双方の出入口の番号を基礎番号とし、基礎番号に枝番号を付け新設道路等を挟む一方側を奇数、一方側を偶数として順次番号を付ける。ただし、新設道路等の出入口の中心が二つの基礎番号の境目に当たる場合は、奇数、偶数にとらわれず、左右それぞれの側において順次番号を付けて差し支えないものとする。

3 住居表示の表し方は、次の例によること。



(表示の特例)

第12条 前2条の場合における表示は、条例別記様式にかかわらず、横150ミリメートルのものを使用することができる。

(この要綱に定めがない事項)

第13条 住居表示の実施に関し、この要綱に定めがない事項については、自治省通達による住居表示実施基準に基づき実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。